

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に関する意見書

近年、情報通信技術の進歩とそれに伴うサービスの拡大により、様々な情報を容易に入手し、発信することが可能となる一方、事実とは異なる偽情報や誤情報の流通、拡散が社会問題となっている。

特に災害発生時においては、情報は多くの人々の命に直結する重要なものであるものの、現在、懸命に復旧と復興が進められている令和6年能登半島地震においても、多くの偽情報の発信により救命・救助活動に支障が出るなどの悪影響が生じている。具体的には、虚偽の救助要請がインターネットに複数投稿されたほか、実態とは全く異なる合成された画像が拡散したといった事例が報告されている。

災害はいつどこで発生するか分からず、特に発災直後は大きな混乱が生じる。そのような中、被災者の命を救うためには1分1秒も無駄にはできず、救助活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止や正確な情報収集・発信は喫緊の課題である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向け、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 災害発生時における情報発信者や情報発信機器を事前登録することなどにより、情報の信頼性を担保し、災害現場からの正確な情報を収集・活用する情報連携環境の整備に向けた取組を実施すること。
- 2 I o Tセンサーやドローンを活用し、リアルタイムで国と地方公共団体の災害情報を共有する体制を整備するとともに、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーについて、地方公共団体における活用を促進するための支援を実施すること。
- 3 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーションなどの普及に向け、国民へ広く周知すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月4日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
デジタル大臣
内閣府特命担当大臣
(防災)

宛(各通)